

弁理士法案要綱

第一 目的

この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 職責

弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。

（第三条関係）

第三 業務

一 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続等についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とすること。

二 弁理士は、他人の求めに応じ、関税定率法に規定する認定手続に関する税関長に対する手続及び認定手続の申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理並びに特許、実用新案、

意匠、商標、回路配置又は特定不正競争（商品等表示、商品の形態又は技術上の秘密に関する不正競争）に関する仲裁事件の手続（これらの事件の仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができる）と認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行う仲裁の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。）に限る。）についての代理を行うことを業とすることができるものとする。

三 弁理士は、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応じることを業とすることができるものとする。

四 弁理士は、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができるものとする。

五 弁理士は、審決等に対する訴訟に関して訴訟代理人となることができるものとする。

（第四条・第六条関係）

第四 弁理士試験

- 一 弁理士試験は、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行うものとする。
- 二 短答式による試験は、工業所有権に関する法令及び条約並びにその他の弁理士の業務を行うのに必要な法令であつて経済産業省令で定めるものについて行うものとする。
- 三 論文式による試験は、工業所有権に関する法令及び経済産業省令で定める技術又は法律に関する科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目について行うものとする。
- 四 口述試験は、工業所有権に関する法令について行うものとする。
- 五 筆記試験に合格した者に対しては次回の弁理士試験の筆記試験を、一定の資格を有する者に対しては選択科目についての試験を免除するものとする。

(第九条・第十六条関係)

第五 登録

- 一 弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、登録を受けなければならないものとする。
- 二 日本弁理士会は、心身の故障により弁理士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあること

等を理由にその登録を拒否しようとするときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならないものとする。

(第十七条・第二十八条関係)

第六 弁理士の義務

- 一 弁理士は、弁理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないものとする。
- 二 弁理士又は弁理士であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

- 三 弁理士は、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件等については、その業務を行つてはならないものとする。
- (第二十九条・第三十一条関係)

第七 弁理士の責任

- 一 弁理士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、経済産業大臣は、戒告、二年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができるものとする。

- 二 何人も、弁理士に懲戒の理由があると思料するときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

三 経済産業大臣は、事件について必要な調査をするため、当該弁理士に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずることが出来るものとする。

(第三十二条・第三十六条関係)

第八 特許業務法人

- 一 弁理士は、この法律の定めるところにより、特許業務法人を設立することができるものとする。
- 二 特許業務法人の社員は、弁理士でなければならないものとする。
- 三 特許業務法人は、特許庁における手続についての代理等の業務を行うほか、定款の定めるところにより、仲裁事件の手続の代理、契約の締結の代理等の業務を行うことができるものとする。
- 四 特許業務法人は、設立の登記をすることによって成立するものとし、成立したときは、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。
- 五 特許業務法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うものとする。
- 六 特許業務法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならないものとする。
- 七 特許業務法人は、社員が一人になり、そのなった日から引き続き六月間その社員が二人以上にならな

かつた場合には、その六月を経過した時に解散するものとする。

八 合名会社に関する商法の規定（無限責任、代表権等）を準用するものとする。

（第三十七条・第五十五条関係）

第九 日本弁理士会

一 日本弁理士会は、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とすること。

二 日本弁理士会は、会則を定め、これに会議に関する規定、弁理士の登録に関する規定、会員の品位保持に関する規定、日本弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定その他の事項を記載しなければならぬものとする。

三 日本弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならないものとする。

四 日本弁理士会に登録審査会を置くものとする。
（第五十六条・第七十四条関係）

第十 弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商

標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続等（特許料の納付手続、特許原簿への登録の申請手続等を除く。）についての代理又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定等を業とすることができないものとする。

（第七十五条関係）

第十一 罰則について必要な規定を設けること。

（第七十八条・第八十四条関係）

第十二 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとする。

と。